

《研究ノート》

## 岡山の地で生まれた労働金庫 (1)

三 村 聡  
(岡山大学地域総合研究センター教授)

### はじめに

労働金庫は、昭和25年(1950年)9月1日に「岡山県勤労者信用組合」として発足した。戦後の労働金庫第1号である。その誕生となる根拠法は、昭和24(1949)年に制定された中小企業等協同組合法に依拠している。岡山での活動の特徴は、生活協同組合の信用事業権獲得を労働組合との合作により実現しようとするものであり、さらに民主的な中小企業者をも会員に加えた、生活協同組合、労働組合、中小企業者3者による経済的連携をめざすものであった。この「岡山県勤労者信用組合」は、いずれも勤労信用組合の必要性を求める点で方向性を一にした連携であり、これを契機に、設立の理念や活動の目的、事業内容を明確化するためにも単独の根拠法を制定すべきであるとの機運が醸成され、国会での継続審議1回、廃案2回、提案3回という曲折を経て、議員立法でもって昭和28(1953)年8月4日、第16回国会で労働金庫法が成立し、同年8月17日法律227号として公布、同年10月1日より施行された。こうして、労働金庫は社会的に独立した協同組織金融機関として歩むこととなった。

本稿では、ここに至るまでの経緯を、まず協同組織金融の萌芽期を振り返ることにより、その発生と誕生までの歴史的な歩みを明らかにし、協同組織性が持つ独自性と理念を考察することにより、労働金庫の今日的な存在意義と将来を考えるための一助としたい。

### 1 信用組合の萌芽

#### (1) 庶民金融の状況

近代的な金融機関の存在しない時代にあつては、中小商工業者や農民その他一般庶民階層の金融は、第一に人縁・地縁に頼ってなされていた。すなわち、親類縁者からの借金や近隣の人々あるいは親交のある地域内の人々からの借用である。第二に質屋の利用であり、第三に無尽・頼母子講の利用であった。明治維新により新政府が樹立され、政治経済の大変革によって、貨幣制度、金融制度の整備・確立が進められたが、その中心は銀行制度であり、担保力・信用力の乏しい庶民が資金調達をするうえでは、銀行の利用はまったく無縁であった。とりわけ、わが国の経済基盤を形成していた農業は、それまでは自給自足の自然経済的色彩が強く、年貢も物納という状況であったため貨幣経済とはほとんど無縁であった。租税の物納が廃止され金納となり、生糸等の換金農作物が生産され、徐々に貨幣経済が浸透していったが、農民の生活は、基本的には、収穫米や生糸の換金しか貨幣を取得する方法はなく、重い租税負担で農民および農民を対象とする零細商工業者の生業と生活は貧窮に陥らざるをえ

ず、急速に農村は疲弊し、商工業者も衰退していった。

## (2) 信用組合法案の提出・廃案

明治政府は、このような状況に鑑み、農民、零細商工業者に金融の便を与えることにより、社会経済の安定を図る必要から、庶民金融機関の整備に早急に着手することになった。その具体策が信用組合法の制定である。信用組合の法制化に重要な役割を果たしたのは、品川弥二郎<sup>1</sup>および平田東助<sup>2</sup>の両氏である。品川、平田両氏ともに明治維新後の地方制度、農政確立の調査、研究のため、明治3年(1870)から19(1886)年にかけて2度にわたりドイツに留学し、ドイツで勃興していた近代的な協同組合の一つとして信用組合制度をわが国に導入した先覚者である。

明治24(1891)年12月、松方正義内閣の内務大臣であった品川は、当時、内閣法制局部長の職責にあった平田に信用組合法案を起草させた。この法案を内務省から議会に提出したが、同年12月25日衆議院解散により審議未了のまま廃案となった。信用組合法案が不成立となったのちも、品川、平田両氏は自ら信用組合設立のために奔走した。品川は選挙干渉の責めを負い下野するが、その後も平田とともに地方をめぐる信用組合制度の必要性を説き、信用組合設立の勧奨、指導に尽力した<sup>3</sup>。こうした品川、平田両氏の信用組合設立の勧奨が有力なきっかけとなって、明治25(1892)年7月、静岡県下の報徳社の指導者であった二宮尊徳の高弟・岡田良一郎が掛川に設けた資産金貸付所掛川分室を組織変更して、掛川信用組合を設立した。これがわが国における最初の信用組合の設立で、現在の掛川信用金庫の前身である。その後も、明治27(1894)年に栃木県の傘松信用組合、同年山形県の米沢信用組合、明治29年に東京における最初の信用組合である東京貸資協会が設立されるなど、各地で実質的に信用組合が誕生したのである。しかし、こうした各地の信用組合は法的根拠を持たないものであった。

## (3) 明治33年産業組合法の成立

信用組合法の廃案から6年後、信用組合の法制化の主導権は内務省から農商務省に移った。明治30(1897)年2月、農商務省は、「購買、販売、生産を含めた協同組合の中で信用事業、あるいは信用組

1 品川弥二郎(しながわ やじろう)

天保14年(1843)長州藩(山口県萩市椿東区船津)の足輕、品川弥市右衛門の長男として生まれ、安政5年(1857)に松下村塾に入門、吉田松陰の教えを受ける。安政の大獄後、高杉晋作らとともに尊王攘夷・倒幕運動に奔走、慶応年間には薩摩、土佐の志士らと王政復古のために尽力した。維新後の明治3年普仏戦争の視察のため渡欧、ドイツ、イギリスに留学、ドイツで信用組合制度を研究。帰国後、農商務大輔(次官)、駐独公使等を歴任。明治24年第1次松下内閣の内務大臣に就任、信用組合法案を帝国議会に提出、これを契機に各地で信用組合の設立機運が高まり、信用組合設立の勧奨、指導に尽力する。

2 平田東助(ひらた とうすけ)

嘉永2年(1849)山形県米沢に生まれ、米沢藩の藩医、平田亮伯の養子となる。大学南校卒業後、明治4年、ドイツのハイデルベルク大学等に留学、品川弥二郎の知遇を得て、ドイツの信用組合制度を調査・研究する。帰国後、内務省に入省のち大蔵省法制局に転じた。明治24年、内閣法制局部長として信用組合法案の起草にあたる。明治31年法制局長官に就任、明治33年に宿願であった産業組合法の制定を果たした。その後、農商務大臣、内務大臣、内大臣等を歴任、生涯を産業組合の普及と発展に尽力する。

3 平田はその後、法制局長官、農商務大臣、内務大臣等を歴任し、明治35年には大日本産業組合中央会を設立し、会頭に就任、産業組合の普及に貢献した。

合を考えるべき」とのかねてからの構想を盛り込んだ第一次産業組合法案を議会に提出した。しかし、同法案は小委員会で修正を受けたが、これを政府は了承しなかったため審議未了となった。その後、明治32（1899）年に農会法が公布されて翌33（1900）年4月1日に施行されると、各地に農会が設立されるに至った。明治30（1897）年の第4回全国農事大会以来、農会法の制定とともに産業組合法の制定も決議されていたことから、産業組合法の成立・施行が強く要望されてきたのである。こうした機運が高まるなか、明治33（1900）年2月に政府から第二次産業組合法案が衆議院に上程されて修正可決のうえ、ただちに貴族院に回付され可決された。こうして産業組合法は、明治33（1900）年3月7日公布、9月1日施行されることとなった。これにより信用組合は、産業組合法のなかで他の事業組合とともに信用事業を行う組合として、はじめて法制化されたのである。

しかし、多年の歳月を要して成立した産業組合法であったが、法成立以前の既存の組合には必ずしも歓迎されたものではなかった。信用組合と他の経済組合との兼業禁止等を盛り込んだ産業組合法は、既存組合の理念、事業実態にそぐわない面があり、また、登記手続上、煩雑を要したこともあって、法施行後に許可を受けた既存組合はごく少数で、大半が新設の組合であった。ちなみに、明治33（1900）年産業組合法によって認可された組合は23組合で、うち法的根拠を持たない既存の信用組合で改組した信用組合はわずか2組合であった。このため、法施行後、6年目の明治39（1906）年4月29日、①農村の実態に即した信用事業と購買その他事業の兼営を認める、②総代会の新設を認める、③登記手続を簡素化する等を盛り込んだ産業組合法の第一次改正が行われた。さらに、明治42（1909）年には、①購買組合における加工の許可、②信用組合に対して加入予約制の許可、③産業組合連合会制の樹立および産業組合中央会の設立等を盛り込んだ産業組合法の第二次改正が行われた。こうした法改正により産業組合は、農民、零細商工業者の金融機関として次第に注目されるようになり、明治38（1905）年に1,671であった産業組合数は、大正3年には1万1,160と飛躍的に増加し、総組合数に対する信用事業を営む組合の比率は83.1%を占めるに至ったのである<sup>4</sup>。

#### （4）消費生活協同組合にみる労働金庫運動の萌芽

また、このころ労働金庫や生協運動につながる活動の萌芽として、明治31（1898）年に「共働店」が設立されている。わが国における最初の生活協同組合は、欧州からの協同組合思想に影響を受け、東京（同益社）、大阪（共立商店）、兵庫（共立商店）などとして生まれたが（1879～80年）、いずれも短命に終わり、日清戦争後の産業革命のなかから再び設立の機運が高まり、当時の労働組合期成同盟が中心となった共働店であるとされる。ここでは、ロッチディール原則<sup>5</sup>である資本利子の制限、購買高に対する割戻、現金制度などの思想を窺うことができる。また、積立金による相互事業の提唱や消費組合制度の奨励などが謳われている。明治32（1899）年には12組合、1,346人を組織しているが、母体である鉄鋼組合の衰退や、経済恐慌、積立金をそのまま労組に流用するなどの運営のまずさにより、数年後に消滅している。

4 『信用金庫40年史』（1992）第1章 全国信用金庫協会及び『亀有信用金庫90年史』（2011）亀有信用金庫 序章、第1章参照

5 ロッチディール原則 1. 加入・脱退の自由、2. 1人1票の原則、3. 出資配当の制限、4. 購買高配当の原則、5. 政治・宗教からの中立、6. 組合員教育の促進

なお、日本における生協運動は、日露戦争後の物価高騰により急速に高まりを見せるが、当初は米騒動の影響などによる官製生協の側面もあり、長続きしない中で、第一次世界大戦後のベルサイユ条約にて制定・設置された国際労働機関など世界的な労働者への待遇改善などの動きを受け、大正8(1919)年、友愛会によって東京では月島購買組合が創設され、さらに友愛会脱組の純労働組合により、生協「共働社」が、大正9(1920)年に東京で設立された。この傍系の組織として大正10(1921)年3月3日に東京で設立された有限責任信用組合「労働金庫」が、労働金庫のルーツと言える。ただし、当時の労働者の低賃金や過酷な労働条件、経済基盤の弱さ、労働争議による貸倒れ、関東大震災の影響などにより、5年余りで「労働者階級に対する金融事業は現在の状況では時期尚早」との声明を残して解散している。

さて、労働金庫法で定める第2号会員は生協であり、今日の労働金庫との地域における連携が将来の労働金庫の経営を左右する重要な取組み課題となっている点を踏まえ、生協運動の歴史について概観する。日本の大正中期以降の生協運動は、賀川豊彦の指導による市民生協と岡本利吉の指導による労働者生協運動に大別される。賀川豊彦らに指導により、大正9(1920)年、大阪には共益社が設立され、さらに大正10(1921)年には神戸消費組合が設立されている。この神戸消費組合や灘購買組合は、第2次世界大戦にいたる苦難の道のりや阪神淡路大震災の影響などを乗り越えて、伝統の灯を絶やさず、生活協同組合コープこうべ<sup>6</sup>として現在まで活動を展開している<sup>7</sup>。一方、岡本利吉は「資本と労働の対等・共立関係を確立する」として「企業立憲協会」を創立、当時、友愛会を脱退して「純労働者組合」を結成したばかりの平沢計七らに生協の設立を提唱し「共働社」が組合員42名により誕生している。岡本は当時を回想して「……平沢さんがまず賛成して早々実行することとなり、40幾人かも希望者が10円ずつ出資して道路に沿う空き地に小さな店舗を建て、ロッチデール・トードレーン街における開拓先駆者の意気で大島共働社なるものを始めました<sup>8</sup>」と記している。この共働社を母体に「月島共働社」「東京共働社」が生まれ、大正11(1922)年には消費組合連盟が結成され、機会労働組合連合会と提携して機械工を中心に生協を組織していった。また、同時期に大阪でも大阪共働社が誕生している<sup>9</sup>。このように労働金庫誕生の背景には生協運動が大きく影響を与えており、購買運動は労働運動である、と提起されたなかでその価値を高める活動が展開されることとなる。

6 社会運動家・賀川豊彦の指導のもと、1921年(大正10年)にその前身が誕生。1991年(平成3年)創立70周年を機に名称を「生活協同組合コープこうべ」に改称。組合員のくらしを支え、豊かにするさまざまな事業や活動を展開している2012.3.31現在、組合員数1,670,425人、出資金445.5億円、供給高2,525.9億円、店舗数164店舗、個人宅配・協同購入：個人宅配訪問軒数224,451軒、協同購入グループ訪問軒数226,305軒、協同購入グループ数69,085、グループ総職員数10,515人。コープこうべHPより。

7 『労働金庫運動史』兵庫労働金庫(1970)(P10～17)

8 岡本利吉「大正期の思い出」労働金庫研究創刊号 労金協会刊

9 『労働金庫運動史』兵庫労働金庫(1970)(P10～17)

## 2 産業組合法の第三次改正

### （1）明治末期から大正初期の金融事情

明治末期から大正初年にかけては、小銀行が整理され、いわゆる財閥銀行が形成された時期である、当時は5大銀行（三井、三菱、安田、住友、第一）が全国預金総額の40%を占めていた。そして、当時の銀行の貸出は原則として大口主義であり担保主義であった。このため、小規模・零細商工業者は、銀行から融資を受けることは依然として困難であった。しかも、中小・零細企業を融資対象とする信用組合はまだ微々たるものであったので、いかがわしい金融機関が横行していた。これらの機関は無尽会社とか信託会社と称して営業し、高利の金利で利用者に多大な迷惑をかけていたのである。これを取り締まる法的規制がなかったため、大蔵省は大正4（1915）年に営業無尽を許可制とする無尽業法を、大正11（1922）年には信託法および信託業法を制定し、法的措置を講じたのである。

大蔵省は大正4（1915）年、無尽業法の制定と並行して、産業組合とは別に、都市の中小商工業者および庶民のための金融機関として新たに「庶民銀行」という金融機関の制度を創設する法案の作成を進めていたが、これに対し、農商務省は産業組合法を市街地に適用する法改正で十分であり、新しい制度の創設には反対であった。両省は協議の結果、産業組合の一種として発達してきた信用組合に改善を加え、都市においては、従来の信用組合の業務を拡充した金融業務を専業とする信用組合、すなわち「市街地信用組合」を設立すること、および「市街地信用組合」を両省が共管することで妥協が成立したのである。

### （2）市街地信用組合制度の特徴

市街地信用組合制度の創設は、産業組合法の第3次の改正によるもので、改正法律案は、大正6（1917）年6月23日に貴族院に提出され、7月3日原案可決のうえ衆議院に送付、衆議院においても7月14日同様原案可決、両院を通過したので、大正6（1917）年7月20日、法律第22号として公布、同年11月1日施行された。

なお、この産業組合法の第3次改正は、本稿の目的のひとつである「協同組織性」の原型を知る上で重要な事項であると考え、信用組合、信用金庫の発達にとって重要な法改正であるため貴族院提出時の政府の提案理由を掲げる。なお、市街地信用組合制度の特徴は次のとおりである。

- ① 市または主務大臣の指定する市街地においてのみ設立することができる。
- ② 市街地信用組合は他業を兼営することはできない。
- ③ 産業組合の責任制度には無限責任、保証責任、有限責任の3種があるが、市街地信用組合は都市の実状に即して有限責任でさしつかえない。
- ④ 出資口数の最高を10口から30口へ、特別の場合は50口までみとめる。
- ⑤ 員外預金の取扱いができる（無制限でなく一定の額までという制限あり）。組合員と同一の家にいる者、公共団体または営利を目的としない法人あるいは団体の貯金の取扱い。
- ⑥ 組合員に対し、その産業または経済に必要な資金のため手形の割引ができる。
- ⑦ 登記は行政官庁による嘱託登記。

なお、これらの特徴は、都市における専門の信用組合についての業務範囲の拡大等を認めたものである。この産業組合法の第3次改正は、市街地信用組合制度を創設したにとどまり、市制施行地および指定市街地にある信用組合をすべて市街地信用組合とする意味はもたなかった。改正法施行後、市街地においては、市街地信用組合と市街地信用組合にならなかった信用組合が併存することになり、後者は「準市街地信用組合」と称された。この状態は、昭和18（1943）年に単独法である市街地信用組合法の施行後も続き、両者が統一されるのは、戦後の昭和24（1949）年に中小企業等協同組合法の施行により信用協同組合に両者が移行するまで存続したのである<sup>10</sup>。なお、産業組合法は、施行後、11回にわたり部分改正が行われた<sup>11</sup>。

### 3 関東大震災と金融恐慌

#### （1）被災状況

大正12（1923）年9月1日に発生した関東大震災は、マグニチュード7.9の強烈なもので、地震とともに起こった各地の火災のため被害は甚大をきわめた。震源地は相模湾海溝の最深部であり、震域は関東一円にわたる大規模なものであったが、震度は東京においては隅田川以東の本所、深川、南葛飾郡がもっとも強く、被害が大きかった。全体の被害は、死者、行方不明者10万5千人、罹災者190万人（家屋の全焼、全半壊の罹災者）であった。

政府は9月2日、戒厳令および非常徴発令を施行し、また暴利取締令、臨時物資供給令等の勅令を発して、民心と生活の安定に努力した。金融上の措置では9月7日に緊急勅令をもって支払延期令（モラトリアム）を公布し、罹災地における震災前の私法上の債務者に30日間の支払延期を行い、続いて9月27日には同じく緊急勅令で震災手形割引損失保障令を公布した。これは、震災がなければ当然支払われたと認められる手形に限り、特に日本銀行が大正13（1924）年3月31日までその再割引に応じ、そのために生ずる日本銀行の損失は1億円を限って政府が補償することとしたものである。

#### （2）金融恐慌のなかでの消費金融

政府は、関東大震災の緊急措置として、日本銀行震災手形割引換失補償令を公布した。この震災手形の決済日は大正14（1925）年9月30日と決められていたが、震災後の不況のため整理がつかず、1年ずつ延期して、昭和2（1927）年9月30日が最終満期日とされた。そこで政府は、この整理のために「震災手形損失補償公債法」および「震災手形善後処理法」の2法案を第52回帝国議会に提出することとなった。この震災手形の処理をめぐる議会は紛糾しつつも、衆議院特別委員会を通過する運びとなったが、この委員会において片岡直温蔵相が「……現ニ今日正午頃ニ於テ渡辺銀行ガ到頭破綻ヲ致シマシタ……」と失言した。真実はこの時刻には渡辺銀行では苦境を切り抜けようとして努力して

10 産業組合法：明治33年3月6日公布（法律第34号）明治33年9月1日施行（明33.7.12勅令第301号）され、昭和23年7月30日公布、同年10月1日施行の消費生活協同組合法第103条により廃止された。なお、現に存する産業組合または同連合会は存続できるが、法施行後2カ年経過のとき解散するとされた。

11 『信用金庫40年史』（1992）全国信用金庫協会及び小原鐵五郎監修『信用金庫読本（第5版）』金融財政事情研究会など

いる最中であつた。しかし、この蔵相の発言が院外に知れると、その翌日、渡辺銀行は取付けに遭い破綻した。これが昭和の金融恐慌の発端である。

一方、鈴木商店に対し巨額の融資を行っていた台湾銀行は鈴木商店の倒産を直前に控え、債権回収ができず、台湾銀行自体が破綻の危機を迎えていた。こうした事情のなか、政府は政府系銀行たる台湾銀行の破綻を放置することができず、昭和2（1927）年4月14日、台湾銀行救済緊急勅令案を上奏し、枢密院に御諮詢の手續を求めた。しかし、この勅令案は枢密院において否決されたため、ここに万策つきて台湾銀行は破綻、休業するにいたつた。

この政府系の特殊銀行である台湾銀行ですら破綻したという心理的衝撃が、わが国に未曾有の金融恐慌を引き起こしたのである。こうして、昭和2（1927）年3月中旬から始まった金融恐慌は1カ月半にわたり、全国の銀行に取付け騒ぎの旋風をまき起こし、台湾、十五、近江などの大銀行が破綻し、休業した銀行は44行に達した。同年4月22日に至り、政府は支払延期令を公布せざるを得ない事態を迎えた。すなわち、先の関東大震災時に公布した支払延期令のように、天災地変や戦争などの異常事態以外の事情で支払延期令を公布することへの当否について議論がなされたが、緊急やむをえざるものとして3週間に限定して施行したのであつた。

こうした不測の事態が続く中で、先に述べた東京市の認可を得て設立された「有限責任信用組合労働金庫」（大正10（1921）年3月3日発足、組合員92名、出資1口10円、総額1,885円）は、大正15（1926）年5月に解散したのである。一方で、賀川豊彦らは東京の本所を拠点として救済運動に取り組み、本所基督教産業青年会や労働総同盟などの有志を加えながら消費組合運動を展開する中で、金融事業の必要性を認識することとなり、昭和2（1927）年の金融恐慌による混乱期の中で、学識経験者や神戸消費組合経験者などを役員として昭和3（1928）年に「中ノ郷質信用組合」を設立し事業を開始している。

なお、今回の東日本大震災において、労働金庫業界では、「労働者の方で、東北地方太平洋沖地震ならびに甲信越方面で発生した地震、原子力発電所の事故等により被災された方および、被災された方とその配偶者の方のご親族を対象に、（1）被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車輛の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他生活資金、災害時の当座の生活資金（2）被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費として最高500万円を、会員の間接構成員に対して固定金利年0.8%（全国統一金利）、返済期間10年」で実施している<sup>12</sup>。

### （3）高まる系統金融機関の必要性

金融恐慌の渦中で、休業した銀行に余裕金を預入していた信用組合は、特に都市やその周辺で余裕金を多くもつ信用組合が地方銀行に余裕金を預け入れしていた場合、その地方銀行が恐慌により支払停止をしたときの被害が問題となった。たとえば埼玉県は県下の産業組合の銀行預金とその総預金の8割を占め、休業銀行の増加と信用不安により、信用組合への金融恐慌の被害は甚大といえる事態に陥つた。

---

12 全国労働金庫協会HPより作成

そこで産業組合中央金庫では、休業銀行に対し預金を有する産業組合および連合会から預金払戻資金や応急貸付金の準備金として預金を払戻し、新規貸出へ充当するとした要請が急速に高まりをみせた。こうした不測な情勢に即応するため、預金銀行からの特別融通、日本銀行からの公債担保による借入れを行うことで対処したのである。当時としては産業組合中央金庫が日本銀行から借入れをすることはまったく異例の事態であった。このように金融恐慌を境に、産業組合中央金庫などの系統機関が行った活動は、各組合との相互の連携を強め、次第に、信用組合の系統機関への結集を促すこととなったのである。

ちなみに、近年でも中小金融機関では、余資運用を大手銀行に任せるケース（資金の取り手と出し手の関係）も多いなかで、バブル経済崩壊後の系統金融機関への資金集中とセーフティネットの構築は、重要な経営命題として注目をされる場所である<sup>13</sup>。

#### （４）銀行法の制定による整理併合と世界恐慌

金融恐慌によって中小銀行は支払を凍結、または貸出を引き締めたので、これらの銀行と取引していた中小企業は資金難に陥った。しかも、中小銀行の破綻とそれら銀行の大銀行への吸収合併は中小企業の資金難を極端に悪化させた。また金融恐慌後は景気が沈滞を続けたため、中小商工業者と農民、勤労者はさらに大きな打撃を受け、わが国の不況は深刻な社会問題へと陥っていった。

政府は昭和3（1928）年1月1日、銀行法（公布は昭和2（1927）年3月30日）を施行し、銀行経営の健全化を目指して、いわゆる“弱小銀行”の整理統合を強力に推進することとなった。この銀行法制定は明治23（1890）年の銀行条例の不備を補完したもので、その内容は次のとおりである。

- ① 銀行の株式会社化
- ② 最低資本金の制限（東京・大阪は200万円以上、人口1万人以下の地では50万円以上、その他は100万円以上）
- ③ 銀行の兼業禁止
- ④ 銀行役員の兼任制限
- ⑤ 店舗設置、合併等の認可制
- ⑥ 大蔵省の監督権の強化

この銀行法の内容は、これまでの銀行条例にはない厳しいものであった。この法律公布当時の無資格銀行数は809行（法施行当時では790行）で、普通銀行数1,420行の約6割にのぼった。しかも政府は、無資格銀行の増資については単独増資を原則として認めず、すべて合併増資に限って認めることとしたので、地方の多くの中小銀行は淘汰されることになり、大銀行の強大化を決定的にしたのである。

昭和3（1928）年中だけでも普通銀行は252行も減少し、法定期限の7年末には無資格銀行はすべて整理（合併買収54%、増資8%、解散・破綻・業務廃止など38%）され、恐慌直前の昭和元年末に1,420行あった銀行は、約4割の538行となった。その結果、1行当りの公表資本金は2年末の約185万円が

13 平成24年に労働金庫の全国合併延期に対する金融庁の指摘のなかで、系統金融機関（労働金庫連合会）の存在を重要視する考え方が示されている点も、こうした歴史的な経緯も踏まえたうえでの措置であるととられることもできよう。



7年末には約355万円とほぼ倍増した。こうして弱小銀行の整理合併とともに、預金は大銀行にその大方が集中され、そのほか郵便局や信用組合へと吸収されていった<sup>14</sup>。

こうしたなかで、わが国の金融史上未曾有の金融恐慌の打撃をようやく凌ぎ得たかにみえたのも東の間、昭和4（1929）年10月24日、世界恐慌がアメリカウォール街から勃発し、たちまちに世界をまきこんでいった。いわゆる「暗い木曜日」である。その頃、政府は、旧平価による金解禁を準備していた。この政策に対して、東洋経済新報社の石橋湛山等の経済評論家は猛烈に反対し、解禁するならば新平価で行うべきことを主張し、一部財界人もこれに賛同したが、浜口雄幸内閣により昭和4（1929）年11月21日に「銀貨幣又は銀地金輸出取締等に関する省令・金貨幣又は金地金輸出取締等に関する省令廃止」（金輸出解禁）となり、昭和5（1930）年1月11日に施行された。

この金輸出解禁令は、わが国経済を世界に開く窓となり、これによって世界大恐慌の直撃を受けることとなった。また金解禁に伴って緊縮財政政策がとられたので、景気は沈滞し昭和5年には早くも恐慌状態となった。そしてこの恐慌の厳しさを激しく受けたのは再び農民と中小小工業者、勤労者であった。このため、農民離村、農家の娘の身売りという農村破壊が進行し、小作争議が頻発した。また中小企業は、輸出の大幅減少や大企業の圧迫と企業合理化政策によって経営不振に陥った。このような状況は多量の失業者を生み出し、労働争議を熾烈化させた。

こうして世情不安は日に日に激化し、軍部の少壮将校によるファッショ行動が突発した。いわゆる5・15事件である。財閥を糾弾し、兵卒の給源をなす農民を窮乏から救うという趣旨であった。さらに農民と中小企業者の負債整理が政治問題化し、昭和7（1932）年の5・15事件突発後の8月に第63回帝国臨時議会が召集された。いわゆる救農臨時議会である。この議会において農村救済のための諸種の法律案が上程可決されているが、その1つ、農村漁村経済更生計画が取り上げられ、商業組合が政府の農村経済更生運動の担い手となり、昭和8（1933）年1月から始まる産業組合拡充5ヶ年計画の実施と続いてゆき、ひいてはそれが農村の産業組合のみならず、信用組合にも大きな影響を及ぼしていくのである。

こうしたなかで、これまで市街地信用組合は、大蔵省と農林省との共管のもとにあって大きな不便と不満を感じていた。両者の意見の相違などが組合運営を遅滞させた。都市の金融機関としては大蔵省の専管を望んだのである。この主張を実現するためには市街地信用組合協会を設立すべきである、という意見がおこり、昭和10（1935）年1月1日から協会の事業が開始されたのである。これで市街地信用組合は独立の協会をもつに至ったが、事務所はなお、産業組合中央会内におかれた。この協会活動が、昭和18（1943）年の市街地信用組合法という単行法を成立させるのに役立ったといえよう。

こうした道のりを辿りながらも、協同組合運動が継続されてきたことが、協同組織としての労働金庫運動の底流にあることを忘れてはなるまい。

14 後藤新一『昭和銀行合併史』（1981）金融財政事情研究会

#### 4 戦時下の統制経済と金融統制

##### (1) 戦時体制下における市街地信用組合法成立の背景

わが国は、未曾有の不況と社会不安をもたらした昭和恐慌に見舞われたが、昭和6（1931）年の満州事変、同年12月の金輸出再禁止、高橋蔵相による財政支出の拡大などにより、輸出の増大をもたらした。昭和7～12（1932～1937）年までに、輸出は3倍に伸びていった。しかし、この間の昭和7（1932）年には、上海事変が勃発し、中国侵略政策が進められ、昭和11（1936）年には2・26事件により、一国の宰相や蔵相を襲撃、射殺するという惨事を引き起こした。

昭和11（1936）年8月、首相、陸・海・外・蔵相による五相会議は「満州国の健全なる発達と日満国防の安固を期し北方ソ国の脅威を除去するとともに英米に備え、日満支3国の緊密なる提携を具現してわが経済的発展を期する」とする政策を打ち出し、この政策の実現のためには軍事力の拡大や国民生活の規制が要請された。軍部や政府による戦時体制が次第に押し進められていったのである。そして、昭和12（1937）年7月、蘆溝橋事件を口火として、日華事変が勃発し、本格的な戦時体制へと突入したのである。こうしたなか、昭和12（1937）年9月、臨時議会で「統制三法」が成立・施行され、戦時下における軍部・政府による産業経済の統制が敷かれていった。

この「統制三法」のねらいは次のとおりである。

- ① 臨時資金調整法（昭和12（1937）年9月10日公布施行）……金（かね）の面から経済を統制するもので、資金を軍需産業に集中させようとするもの。
- ② 輸出入品等臨時措置法（昭和12（1937）年9月10日公布施行）……物の面から経済を統制しようとするもの。
- ③ 軍需工業動員法の適用に関する法律（昭和12（1937）年9月10日公布施行）……これは大正7（1918）年に制定されていた軍需工業動員法を日華事変に際して発動するようにしたものである。

これによって、指定された軍需工場を国が管理・使用・収用することができるようにしたのである。さらに日華事変が長期化・深刻化するなかで、軍事力強化のための軍需生産力の拡大と生産諸組織の統制が強められていった。そして、戦争遂行のための政策理念として、日・満・支を包む「東亜新秩序」「東亜協同体」という理想が掲げられ、さらには次第に南方諸地域を取り込む「大東亜共栄圏」の構想が打ち出されたのである。この政府理念の実現を期する国内体制づくりとして、全政党、労働組合、農民組合を解散し、政界・官界・財界を総動員した「大政翼賛会」が昭和15（1940）年10月に結成され、解散した労働組合も、同年11月に設立された「大日本産業報国会」に糾合されることとなった。また、産業経済界の組織体制については、昭和15（1940）年12月に「経済新体制確立要綱」が発表され、昭和16（1941）年8月に「重要産業団体令」が公布された。この法令を楯として各種産業の統制会が結成されたのである。

金融業に関しては、昭和16（1941）年7月に「財政金融基本方策要綱」、同年12月に「戦時非常金融対策要綱」が発表され、翌17（1942）年4月には「金融統制団体令」が公布施行された。そして、これによって同年5月14日に市街地信用組合統制会が設立されたために、社団法人全国市街地信用組

合協会は解散となった。また、こうして同月30日には組合金融統制会が設立されたのである。この時期は、まさに労働組合や協同組織にとっても、暗黒の時代と言え、こうした苦悩の歴史を私たちは記憶の中に留め置く必要があろう。

## （2）組合金融統制会と市街地信用組合統制会

前述のように「金融統制団体令」が公布施行されたが、その組織は全国金融統制会のもとに業態別統制会（普通銀行統制会、地方銀行統制会等）、統制組合、地方金融協議会が参加することとされた。このとき、市街地信用組合と信用組合（準市街地信用組合あるいは農村信用組合）は、同じ産業組合から出生したものとして、お互いに合流して信用組合統制会（仮称）を設立すべきか否かという問題も提起されたが、市街地信用組合側はすでに独自に全国市街地信用組合協会を有し280余りの会員組合の連帯が強固であるなどの理由で独自の統制会を設立することを望み、昭和17（1942）年5月14日に市街地信用組合統制会を設立したのである。

一方、産業組合中央金庫、道府県別統制組合（組合金融統制団）、その傘下の信用組合連合会および普通信用組合（準市街地信用組合、農村信用組合）が一体となって、昭和17（1942）年5月30日に、ほぼ時を同じくして組合金融統制会を設立している。

## （3）戦時下の金融統制

昭和17（1942）年2月、従来の日本銀行条例を廃止して日本銀行法が制定された。これによって、日銀の政府に対する独立性はなくなり、通貨発行も完全な管理通貨制となって「国家ノ政策」遂行の資金を無制限に供給できることとなった。また、昭和17（1942）年3月には「南方開発金庫」、4月には「戦時金融金庫」が設立され、昭和20（1945）年3月には「外資金庫」が開業した。さらに、同年3月に大口投資先をもたない地方銀行のダブつき資金をプールして中央の大銀行に一括投資するための「共同融資銀行」が、地方銀行77行の参加で設立された。続いて5月には日本銀行を中心に「資金統合銀行」が設立され、各金融機関から預金を吸収して軍需金融を行なうこととなった。そして8月には、この「資金統合銀行」に「共同融資銀行」は統合されていた。こうして銀行の整理統合は昭和16～18（1941～1943）年までを中心にして強力に進められたが、これは大口の軍需金融に応え、金融統制を効果的にして、非常事態発生時の混乱に備えるためとされた。この措置は昭和17（1942）年5月、「国家総動員法」に基づく「金融事業整備令」を根拠として行われるもので、銀行の合併を命令することができるとされていた。本措置は、結局は発動されることはなかったが、銀行業界に無言の圧力を加えることとなり、こうして一県一行主義が昭和20（1945）年に完成したのである<sup>15</sup>。

一方、戦争遂行のための軍需生産力拡充のための金融の原資は、国家財政資金、金融機関の吸収資金によらなければならなかった。これは民間の金融機関、国民などによる貯蓄の増強、国債等の積極的消化にまつこととなる<sup>16</sup>。こうした戦時下の金融統制が進むなかで、昭和13（1938）年1月1日～

15 後藤新一『本邦銀行合同史』（1968）金融財政事情研究会

16 池尾和人「戦後日本の金融システムの形成と展開、そして劣化」財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」January - 2001

15（1940）年12月31日までを期間とする「産業組合拡充3ヶ年計画」が樹立され、昭和14（1939）年5月には、第34回全国産業組合大会が東京市日本青年館で開催され、冒頭、「曠古非常ノ時局ニ際会シ」と始まる決議文を採択した。同決議の内容は、8項目の事項の実現を期すというもので、具体的には、「国債消化ニ協力」「戦時経済ノ円滑ナル運行ニ寄与」など、戦時統制経済に積極的に協力しようという強い意思表示の決議であった。

一方、市街地信用組合は、「都市の金融機関」という自覚を強め、大蔵省専管運動を起こしたのである。この大蔵省専管は当時としては時期尚早として実現しなかった。ただし、このような運動の流れが昭和18（1943）年の市街地信用組合法という単独法を生み出す底流となったのである。

ちなみに単独法を求める理由と背景について整理すると、次のとおりである。

- ① 監督機構上の問題……当時の市街地信用組合は大蔵・農林両省の監督下にあったが、実際上は両省の指導を受けて道府県が監督にあたっていた。ところで、道府県に対する発言力は、大蔵省より農林省が強く、市街地信用組合に対する指導も農林行政的となる場合が多い。また両省の共管ということでは、両省の意見の一致を前提とするため、意見が一致しない場合には問題が解決されないで放置されるものも少なくない。
- ② 指導機構上の問題……市街地信用組合は産業組合の1つとして、その指導機関に産業組合中央会およびその支会（府県単位）をもっている。しかし、市街地信用組合はこの指導に不満をもち、特に府県の支会と組合との間に円滑を欠く場合が多いので、組合としては、産業組合の指導から独立し、市街地信用組合協会の独自の指導を望んでいた。
- ③ 事業中央機関の問題……市街地信用組合は、他の産業組合と同じく産業組合中央金庫を事業中央機関としていたが、同中央金庫の方針は農林的色彩が強いため、いろいろと不満があった。
- ④ 事業上要求しなければならない問題……1つは、市街地信用組合が都市における金融機関としての性格から、商業組合、工業組合等で小規模の組合を組合員とすること。次には、市街地信用組合を独立の機関として認め、余裕金は独自に運用できるようにすること。また、組合員以外の者からの預金の受入れについては金額的な制限を撤廃すること。

以上が、産業組合体系から離れて、市街地信用組合という単独法を求める根本理由をなしている。

また、市街地信用組合法という単独法の実現の牽引となった外的要因として、農業団体の再編成の気運の高まりがあげられよう。農業団体の再編成は、昭和6、7（1931、32）年の農村不況の頃から俎上にのぼっていたのであるが、日華事変勃発後の戦争の長期化・深刻化につれて、農業生産力の向上、主食その他の供出制度、肥料等の配給制度、金融統制等に対応できる農業団体組織の確立が必要とされたため、これまでの平和時の産業組合体系によるのではなく、別個の体系が要請された。

この段階では、勤労者個人に関する規定は不明瞭であり、当時の農林省を背景とする第一次産業重視の視点による金融からみると都市で働く勤労者の信用は極めて低く、ファイナンシャルサービスを受ける対象として論じられていない実情を伺うことができよう。すなわち、勤労者がお金を借りようとした際は、親戚縁者に頼るか質屋（質草を担保とした借り入れ）しか、その道はなかったことを裏付けている。この段階で労働金庫のような勤労者による協同組織金融機関を設立するという勤労者自

主金融の道のりは違かったと言えよう。

#### （4）現代に引き継がれる市街地信用組合法の提案

こうして、昭和18（1943）年3月11日に農業団体会法が制定され、これと同時に市街地信用組合法も制定されることになったのである。同年2月3日、衆議院における賀屋興宣<sup>かやおきのり</sup>大蔵大臣の市街地信用組合法の提案理由は次のとおりである。

「本法律案は今般農林業団体統合関係法律の制定に伴ひまして、市街地に於て金融事業を行ふ産業組合、即ち従前市街地信用組合、或いは準市街地信用組合と通称せられて居りましたものを、産業組合より分離致しまして、中小商工業者、勤労者其他の都市に於ける一般庶民の金融機関たらしめんとするものでありまして、其の主眼とする所は是等市街地信用組合等を単行法を以て規律することに依り、其の庶民金融機関たるの特質機能を、益々助長発達せしめんとする点にあります。」

こうして市街地信用組合法は4月1日施行されたが、この法律は現在の信用金庫法の原型をなし、労働金庫法にも影響を与えている。すなわち、信用金庫法をベースに検討が進められた労働金庫法の原型も、この法律にルーツを見出すことができると言えよう。また、ここで現在（平成23（2011）年税制改正）<sup>17</sup>において優遇措置が継承され、一方で、協同組織金融機関にのみ適用されてきた貸倒引当金に関する租税特別措置（引当金の繰入限度額の16%割増特例措置）見直しが論議さるなど、税優遇の観点から協同組織金融についてその源流を考察する。

まず、産業組合に対する課税では、中小産業者の相互組織による非営利の社会的・公益的機関として、産業組合法制定の時から非課税とされてきた（産業組合法第6条「産業組合ニハ所得税及営業税ヲ課セス」）。その後この規定に準じて、臨時利得税、資本利子税、法人資本税、有価証券移転税、配当利子税、公社債利子特別税、印紙税等ほとんどの課税が免除されていた。しかし昭和11（1936）年の税制改革で産業組合課税が立案され、これが産業組合に対する課税の端緒となった。この時は内閣の更迭で不成立に終わったが、その後、日華事変の長期化に伴う戦時財政の確立が必要となったため、昭和14（1939）年になって産業組合に対する課税が本決まりとなった。大蔵省主税局の試案は次のとおりであった。

- ① 分類所得税として組合が所有している公社債および預金利子に対して課税し、その税率は一般の2分の1とし、公債は100分の2、地方債、社債は100分の4.5、その他100分の5とする（系統機関への預け金利息は控除）。
- ② 新たに特別法人税を設け、産業組合等に対しその剰余金（特別配当を除く）に対し一般の2分の1100分の10を課する。
- ③ 元本2,000円以上の組合員の貯金利子に対して分類所得税を課する。

産業組合はこの試案に対して、組合の本質に反し、かつ戦時下における国策遂行を不可能にすると

17 [http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/pdf/fsa/23y\\_fsa\\_k\\_05.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/pdf/fsa/23y_fsa_k_05.pdf)（金融庁）

いう理由で絶対反対を表明し、昭和14（1939）年10月23、24日の両日開かれた第17回全国市街地信用組合協議会において、絶対反対を決議し、政府当局に陳情する等反対運動を行うこととした。また、農林省も絶対反対を表明して大蔵省と折衝したが、大蔵省は産業組合の本質およびその国家的任務は認めるが、戦時財政確立のため組合も協力すべきだと主張し、両省委協の結果次のとおり修正された。

- ① 分類所得税はこれを削除する。
- ② 特別法人税は税率を100分の9とし収益率3分程度以下の組合は免除する。
- ③ 組合員貯金の免税点2,000円を3,000円とする。

これに対しても産業組合関係者は議会に対して強い反対運動を続けた結果、特別法人税法案については税率を100分の6とすること、「支那事変終了ノ年ノ翌年分限り廃止スル」ことを付則に加えることなどに修正された。この法律は昭和15（1940）年3月29日に公布され、同年4月以降終了する事業年度分より課税されることになり、産業組合に対する全面的な非課税の特典は廃止され、その後の税制改正において漸次強化されたので、組合経営のあり方にもかなりの変化をもたらすこととなった。

また、特別法人税は戦時に限るとした付則は廃止されて恒久的なものとなり、固定資産税の優遇措置は平成6（1994）年に廃止されたものの、今日でも法人税（銀行30%、協同組織金融機関22%）、印紙税（銀行課税、協同組織金融機関非課税）<sup>18</sup>として戦時からの制度を継続している。

#### （5）市街地信用組合法と産業組合法の相違点

この法律は戦時中の立法であるために、統制主義が濃厚に盛られている。このことは産業組合法による市街地信用組合とこの法律による組合とを比べると明瞭にみてとれる。両者は協同組合主義による非営利法人であることは同じ性格のものであるが、そのおもな相違点は次のとおりである。

- ① 組合の責任組織は、産業組合法においては、無限責任、保証責任、有限責任の3種類を認めていたが、市街地信用組合法においては、有限責任のみに限ることになった。
- ② 定款の作成のほか業務方法を設定させ、これによって貸付利率その他の条件を統一的に監督し、場合によっては主務大臣が業務方法を制限し、または変更を命ずることができることになった。
- ③ 組合の業務として、新たにその余裕金の運用方法を規定するとともに、主務大臣が資金の吸収および運用に関し必要な命令をなすこととし、これによって組合の健全性を維持し、あわせて国家的要請に即応させる道を開いた。
- ④ 組合長および理事の選任ならびに解任は主務大臣の認可を要することとし、かつ、これらの役員は組合員に限らないこととして、有能適格な役員を組合員外からも選ぶことができるようになった。
- ⑤ 組合の事業全部の譲渡につき規定を設け、合併の方法に関してもこれが簡易迅速な方法を規定し、組合の統合発展を促進させることとした。

18 『信用金庫便覧（2010年版）』金融財政事情研究会及び『労働金庫便覧（2008年版）』全国労働金庫協会

- ⑥ 市街地信用組合法にいう「主務大臣」は大蔵大臣を指し、産業組合法による市街地信用組合が農林大臣および大蔵大臣の共管になっていたのを、大蔵大臣の専管に改めた。

以上、ここで市街地信用組合自体の特徴を概観すると、第一は、大協同組合主義をとっていることである。従来の産業組合が、部落、村等の小集団を基盤として組み立てられていたのに対して、市街地信用組合の基盤は都市という広地域、大集団を対象とし、将来の経営の拡大化を予想して相当大的な規模で組み立てられている。

第二は、事業区域および組合員の資格に対する考え方である。従来「区域内に居住しかつ独立の生計を営む者」とされた定義が、この法案では弾力的になっている。すなわち、市街地に居住する者および市街地に店舗、工場をもつ者、あるいはこれらの店舗、工場に勤務する者も組合員になることができるとしている。また法人の加入については、組合が非営利機関であることおよび庶民金融機関であるので、全面的には認めていないが、非営利法人のほか、有限会社等の小規模の営利法人（資本金5万円まで）の加入が認められている。ここで定義された「店舗、工場に勤務する者も組合員になることができる」が、戦後の勤労者の自主金融機関の設立を求める声となって、単独法としての「労働金庫法」の成立へとつながってゆくこととなる。その点で、市街地信用組合法に労働金庫法のルーツを見出すことができると決定づけることができるのである。第三は、中央機関の問題であるが、「農林業団体統合関係法律」により農村産業組合が農業会に改編され、産業組合中央金庫は農林中央金庫に移行することになったため、産業組合から分離する市街地信用組合は早くから独自の中央機関を要望していた。この問題については、法案は解決を後日に残して、道府県農業会（道府県信用組合連合会）との関係を断ち、農林中央金庫を従来どおり中央機関とすることとし、一方、庶民金庫とは従前どおり代理業務を行うこと、また商工組合中央金庫についても新たに代理業務が行えることとして、これら都市の庶民金融機関との連携を一步前進させた。

最後に、準市街地信用組合に関しての問題である。法案は市街地信用組合については、法律施行の日この法律による市街地信用組合になったものと規定しており、準市街地信用組合については、市街地信用組合に改組の道を開き、これらの組合の動向を明らかにさせ、また以後産業組合法による信用組合の設立は認めないことにして、都市における信用組合の整理が図られることになった。市街地信用組合は産業組合の規範から脱して独立を得たとはいえ、戦時の金融統制下で預貯金吸収と公債消化に終始して終戦を迎える。

こうして、協同組織金融の歴史は明治に遡ることは明らかであり、労働金庫の成立についても、こうした先人たちの過去からの経験や蓄積により、長い歴史の中で生まれ、(2)で述べる戦後復興期において単独法を持つ労働金庫の設立として開花することになる。

(次号へ続く)

## 参考文献(1)(2)共通

- 有沢広巳監修, 中村隆英編集『傾斜生産方式と石炭小委員会(資料・戦後日本の経済政策構想, 第2巻)』復刻版(1990) 東京大学出版会
- 池尾和人「戦後日本の金融システムの形成と展開, そして劣化」(2001) 財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」January-2001
- 大来洋一・エルピラ・クルマナリエバ「傾斜生産方式は成功だったのか」(2006) GRIPS Policy Information Center Research Report: I-2006-0008
- 岡本利吉「大正期の思い出」労働金庫研究創刊号 全国労働金庫協会
- 小原鐵五郎監修『信用金庫読本(第5版)』(1986) 社団法人金融財政事情研究会
- 『亀有信用金庫90年史』(2011) 亀有信用金庫
- 「協同組合原則に関する資料」“ロッチデール原則”社団法人全国労働金庫協会「理念」研修資料
- 「協同組織形態の金融機関のあり方について」金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告(1989) 大蔵省
- 『厚生白書(昭和35年)』(1960) 厚生省
- 後藤新一『昭和銀行合併史』(1981) 金融財政事情研究会
- 後藤新一『本邦銀行合同史』(1968) 金融財政事情研究会
- 財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」January-2001
- 『信用金庫40年史』(1992) 全国信用金庫協会
- 『信用金庫史』全国信用金庫協会
- 『信用金庫便覧(2010年版)』金融財政事情研究会
- 「生協連情報」(1951) 日本生活協同組合連合会
- 『全国信用金庫連合会20年史』(1971) 全国信用金庫連合会
- 『全国労働金庫協会50年史』全国労働金庫協会
- 「貨幣の散歩道第53話 戦後インフレと新円切り替え」貨幣博物館資料 日本銀行金融研究所 日本金融学会2007年秋季大会三村報告
- 飛田紀男「終戦直後の金融・銀行」Bulletin of Toyohashi Sozo College 2004, No. 8, 71-84
- 兵庫労働金庫機関誌「労働金庫」(1953) 10月25日号
- 船後正道監修・近藤進編『労働金庫読本』(1986) 金融財政事情研究会
- 『労働金庫運動史』兵庫労働金庫(1970)
- 『労働金庫便覧(2008年版)』全国労働金庫協会